

議員提出議案第15号

高額療養費制度の自己負担限度額の引上げの見直しを求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条第2項の規定により提出します。

令和8年3月2日

芦屋市議会議長 中島健一様

提出者	会派に属さない議員	たかおか 知子
	日本共産党 芦屋市議会議員団	ひろせ 久美子
	会派に属さない議員	中村 亮介
	会派に属さない議員	大原 裕貴

提案理由

国に対し、高額療養費制度の自己負担限度額の引上げの見直しを行うよう強く求めるもの。

(提出先) 内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣

## 高額療養費制度の自己負担限度額の引上げの見直しを求める意見書

高額療養費制度は、国民が重篤な疾病や長期療養を必要とする場合において、過度な医療費負担により必要な医療を受けられなくなることを防ぐ重要な社会保障制度です。

現在、国においては医療費の増大や社会保障制度の持続可能性の確保を目的として、高額療養費制度の自己負担限度額の引上げ等を内容とする制度の見直しが検討・決定され、令和8（2026）年8月から段階的に実施される予定となっています。

しかしながら、自己負担限度額を引き上げる本制度はがん治療や慢性疾患等により長期的に医療を必要とする患者の生活基盤に直結するものであり、受診控えや治療中断を招くおそれがあります。

芦屋市においては、高齢者人口の増加に加え、外来診療や慢性疾患の治療を継続的に受ける市民も多く、外来特例の見直しを含む制度の変更は市民生活に影響を及ぼす可能性が高いです。

重度疾患は老若男女を問わず、突如起こり得る場合があります、その医療費は、勤労者の生活維持にも影響を及ぼし、特に外来特例の見直しや所得区分の細分化に伴う負担増については、現役世代や子育て世帯を含む中間所得層にも影響が及ぶことが懸念されており、地域医療の安定的な提供体制にも影響を与えるおそれがあります。

よって、国においては、高額療養費制度の自己負担限度額の引上げの見直しを行うよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

芦屋市議会